

使用前確認申請書の記載内容変更について

東北電原設第4号

2022年10月31日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

樋口 康二郎

2022年3月30日付け東北電原設第15号をもって申請しました使用前確認申請書の記載内容を変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により次のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

## 1. 変更内容

### 1. 1 使用前確認申請書

女川原子力発電所第2号機

使用前確認申請書番号

東北電原設第15号（2022年3月30日）

（変更前）

法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和3年12月23日 原規規発第2112231号
--	---

（変更後）

法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和3年12月23日 原規規発第2112231号 令和4年9月28日 原規規発第2209283号
--	--

### 1. 2 添付書類（1）工事の工程に関する説明書

変更なし

### 1. 3 添付書類（2）工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

### 1. 4 添付書類（3）施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

変更なし

### 1. 5 添付書類（4）原子炉本体の試験使用を必要とする理由を記載した書類

変更なし

## 2. 変更理由

平成29年4月の「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「同解釈」の一部改正を踏まえ、有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の基本設計方針等を変更したこと、および工事計画の一部において詳細設計進捗による可搬型設備の運用を変更したことに伴い、「法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日」の項目に、認可年月日および認可番号を追加する。

以上